

いしかり子育て応援クーポン事業 参加店募集要項

1. 目 的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、物価等が高騰しているなか、子育て世帯の家計負担を軽減するとともに市内消費の喚起を図ることを目的としています。

2. 事業名 いしかり子育て応援クーポン事業

3. 事業主体 石狩市

4. 事業概要

- ・名称：いしかり子育て応援クーポン
- ・発行額：総額1億8千万円（予定）
- ・総発行数：9,000冊（予定）
- ・発行単位：500円券×40枚＝20,000円分
- ・支給対象児童：（1）平成16年4月2日以降に出生し、令和4年11月1日（以下「基準日」という。）時点において石狩市の住民基本台帳に記録されている児童。
（2）基準日の翌日から令和4年12月31日までに出生し、石狩市の住民基本台帳に記録されている児童。
（3）基準日の翌日から令和4年12月31日までに石狩市に転入した平成16年4月2日以降に生まれた児童。
- ・支給対象者：対象児童が属する世帯の世帯主
- ・利用期間：令和4年12月24日（土）～令和5年2月28日（火）まで（予定）

5. クーポンの利用対象にならないもの

- （1）出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金、市の指定ゴミ袋等）
- （2）有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- （3）たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- （4）事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- （5）土地購入、家賃・地代・月極駐車料等の不動産に関わる支払い
- （6）現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等への変換（チャージ等）
- （7）公的医療保険、公的介護保険の自己負担の支払い
- （8）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- （9）特定の宗教団体・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- （10）クーポンの交換又は売買

6. クーポン取り扱い厳守事項

- （1）クーポンは、物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- （2）クーポンと現金の交換は禁止しています。
- （3）クーポン面額以下の利用の場合であっても、お釣りは渡さないで下さい。
- （4）クーポン面額以上利用の場合の不足分は、現金等で受け取って下さい。
- （5）使用期間を過ぎたクーポンは受け取らないで下さい。
- （6）クーポンの盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。

7. 参加資格

石狩市内に事業所または店舗等を有し、「北海道スタイル」安全宣言の取組みを
実践する事業者（以下、店舗という）とし、市内の店舗に限りクーポンを利用可能と
することができるもの。

ただし、次の事業者を除きます。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特
殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業及び食事
の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗の営業を行っている
もの
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行って
いるもの
- ③上記5. [クーポンの利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取り扱う
店舗
- ④地方自治法施行令第167条の4第2項第2号（競争入札又はせり売りにおいて、そ
の公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得
るために連合したとき）に該当する者、及び刑法による強制執行行為妨害等もしく
は贈賄、または私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定によ
る刑の容疑により刑事訴訟法に基づく公訴を提起されている者等
- ⑤役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他
の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支
店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当
な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する
暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ⑥暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員
が経営に実質的に関与しているとき。
- ⑦役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

8. 参加店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- (1) クーポンが利用可能な店舗であることが明確になるよう、石狩市が配付する販売
ツール（ポスター・参加店証等）を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 確認用として配布する見本券は、クーポンを取り扱うすべての従業員等に周知す
ること。
- (3) 利用者が使用されるクーポンについて、受け取って問題ないかの確認をすること。
なお、「コピー」の文字が表れている、色合いが明らかに違うなど、偽造されたク
ーポンと判別できる場合は、クーポンの受け取りを拒否するとともに、その事実を
速やかに警察へ通報すること。また、その旨石狩市にも報告すること。
- (4) 著しく破損・汚損しているクーポンは、受け取りを拒否すること。
- (5) クーポンを受け取った時は、再流通を防止するためクーポンの「切り取り無効線」
を切り取るか「クーポン取扱店名」欄に店印等を押印することとし、切り取り無効
線を切り取ったもの又は、既に他店舗の店印等があるものは、受け取りを拒否す
ること。なお、換金請求時に他店舗の店名印等があるクーポンが含まれていた場合、
その分の換金請求には応じかねますので、あらかじめご了承ください。
- (6) クーポンの交換及び売買は行わないこと。

使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用されたクーポンの
み換金可能です。

(7) 「北海道スタイル」安全宣言の取組みを實踐し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための「7つのポイント」に取り組んでいること。

- ①スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みます。
- ②スタッフの健康管理を徹底します。
- ③施設内の定期的な換気を行います。
- ④設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行います。
- ⑤人と人との接触機会を減らすことに取り組みます。
- ⑥お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけます。
- ⑦店内掲示やホームページなどを活用し、お店の取組をお客様に積極的にお知らせします。(感染対策の可視化(見える化))

(9) 事業実施期間中、国、北海道又は石狩市から新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う事業者に対する協力要請が出た場合は、要請に応じること。

9. 参加店舗の取消等

「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や参加店舗の承認取消、損害金が発生した際はご請求する場合があります。

10. 換金について

・支払方法・時期

換金は、口座振込となります。現金での換金には応じかねますのでご了承ください。詳細は、別途お知らせいたします。

・換金請求先は換金事務の受託事業者を予定しており、月2回程度の振込を予定。

11. その他留意事項

- ・「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、別途協議を行います。
- ・参加店舗情報(店舗名称、所在地、電話番号、業種等)は、「クーポンの使えるお店」として、チラシやホームページなどにより広報します。
- ・当事業終了後に参加店舗のアンケート調査を実施する場合がありますのでご協力をお願いいたします。

12. 申し込みについて

(1) 申込方法

※参加を希望される店舗(事業所)は、この「募集要項」に同意のうえ、別添「参加店舗登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、下記のいずれかの方法で申請して下さい。

なお、令和4年度石狩市プレミアム付商品券発行事業に参加しており、石狩市へ事前意向調査票を提出している事業者は申請があったものとみなします。

○郵送の場合(あて先)

〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目5番地 石狩商工会議所内

いしかり子育て応援クーポン事業実行委員会

○FAXの場合

0133-72-2577(石狩商工会議所)

※なお、市内に複数の店舗を持つ事業者については、原則、各店舗単位で申込みしていただきます。

(2) 申込期間

令和4年11月30日(水)から随時受け付けます。

(3) 参加店舗の選定

- ・申込みのあった事業者については、石狩市の審査を経て、参加店舗として承認します。
- ・参加店舗には、店頭に掲示して頂くポスター・参加店証等および換金請求書等を後日配布します(複数店舗分を申込みの場合は、本社または統括する店舗へ一括)

して送付します)。

- ・ただし、申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、承認を取り消すことがあります。

【クーポンイメージ】

